

柳川古文書館の指定管理者の選定結果

1 選定経過

応募内容について審査（書類審査・ヒアリング）を行い、福岡県指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、最も適切と考えられる団体を下記の選定理由により候補団体とした。

2 候補団体及び選定理由

(1) 候補団体 柳川市

(2) 選定理由

次のような理由で個別選定を行い、提案された事業計画書の内容は、管理団体として適切であると認められる。

【個別選定の理由】

- 九州歴史資料館の分館。設置目的が地域と深い関わりを持つことから、開館以来、県と市の教育委員会が一体となって文化財の調査研究を行っている。市は当該文化財に関する高い専門的知識を有しており、最も効果的に管理運営を行うことができる。
- 市は、管理運営費の約2分の1負担に加え、業務の一部を市職員が担っており、他団体を指定管理者とする場合には、県は新たな財政支出が必要となる。

【評価結果の概要】

- 古文書講座、展示解説会、市の出前講座など幅広く企画しており、文化財保護、愛護思想の普及に期待できる内容である。
- 福岡県南部地域の古文書資料等について、柳川市の市史編纂事業と相まって市職員の高い専門性が発揮され、これまで同様、確実な管理運営が期待できる。

3 評価結果

団 体 名		柳川市
大項目	配点	得点
公共性(公益性)の確保	15	14
施設利用及びサービスの向上	30	21
経営(収支)改善	15	9
職員確保方策及び健全な財政基盤	20	18
施設管理上の個別事項	20	18
合計	100	80